案

年　月　日

東浦町長　日髙　輝夫　様

東浦町水道事業及び下水道事業審議会
会　長　　千　頭　　聡

水道料金の適正化について（答申）

2025年８月４日付け７東水道第1307号で諮問のありましたこのことについて、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

１　はじめに

水道事業は、安全な水道水を供給する役割を担っており、住民の暮らしを持続的に支えるために、健全な経営を維持していく必要がある。また、2024(令和６)年１月に発生した能登半島地震では長期断水が問題となり、水道施設の耐震化が喫緊の課題となっている。

東浦町では、1960(昭和35)年に上水道事業を開始して以来、町の発展にあわせて事業を拡張し、安定的な水道水の供給体制の構築に努めてきた。

現状、東浦町水道事業では公営企業会計の基本原則である「独立採算の原則」に基づき、主に料金収入で運営されている。しかし近年、節水機器の普及や人口減少により料金収益が減少していることに加え、物価高騰や愛知県水道事業の料金改定の影響が経営を圧迫している。また、南海トラフ地震の発生リスクが高まる中、創設期に整備された水道施設について、災害時においても機能を維持できるよう計画的な更新や耐震化を進める必要があり、そのための施設投資額は大幅な増加が見込まれている。このような状況のもと、経費削減だけで十分な財源を確保することは困難であり、水道料金の見直しは避けられないものとなっている。

水道料金については、1997(平成９)年度を最後に見直しを行っておらず、実情に即した料金の検討が長期間行われていない。

このような背景を踏まえ、当審議会では、町長からの諮問を受け、東浦町水道事業が将来にわたり継続的に安定したサービスを提供できる体制を整えるために、水道料金の適正化に向けた審議を行ったものである。

２　答申について

東浦町水道事業は、2025(令和７)年から2034(令和16)年までの10年間の収支計画を示した経営戦略を公表している。その中で、資本的収支の不足分に対する補てん

財源が、2031(令和13)年度に不足することを経営上の大きな問題点としており、「経営健全化に向けたロードマップ」を掲載している。

ロードマップにおいては、2026(令和８)年度に水道料金を改定するとしており、その前年度から改定のための検討を行うとしている。また、経営戦略中では、管路更新の推進とともに、2034(令和16)年度末の目標として資金残高を７億円以上とすることが明記されている。

当審議会としては、この経営戦略を基本とし、2026(令和８)年度に管路更新等の投資に充てる収益を確保するための料金体系を設定することで意見が一致した。

以下、審議会で得た結論を答申する。

◎水道料金体系

基本料金表

（１か月あたり・税抜き）

区分	メーター口径	改定後料金
専用給水装置及び臨時給水用	13mm	●●円
	20mm	円
	25mm	円
	40mm	円
	50mm	円
	75mm	円
	100mm	円
	125mm	円
	150mm	円
	200mm	円
共用給水装置		１戸につき●円

水量料金表

（１か月あたり・１㎥につき・税抜き）

区分	使用水量	改定後料金
専用給水装置	1～10㎥	●●円
	11㎥～20㎥	円
	21㎥～30㎥	円
	31㎥～50㎥	円
	51㎥以上	円
臨時給水用		円

（１）料金算定期間

2026(令和８)年４月１日から2028(令和10)年３月31日までの３年間とする。

（２）改定幅

平均改定率●●%が妥当である。

（３）改定時期

…

（４）基本料金について

基本料金は、使用水量に係わらず一使用者あたり一律での費用負担となる料金である。使用水量に応じて金額が変わる水量料金とは違い、安定的な収入確保が可能であることから、原則は固定費用に充てるべき料金となっている。

…

（５）水量料金について

…

（６）その他

…

３　附帯意見について

（１）今後の料金改定

（２）低廉な価格の維持

（３）耐震化等事業の計画実行

（４）水道事業の広域連携、事業統合

（５）料金改定及び経営状況等の周知